

介護老人保健施設しずはうす 入所利用料金表

入所(1日につき) 在宅強化型

令和6年8月1日現在

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金(個室利用)	1割	823円	901円	969円	1029円	1086円
	2割	1646円	1803円	1939円	2058円	2173円
	3割	2470円	2705円	2909円	3087円	3260円
基本料金(多床室利用)	1割	910円	989円	1059円	1120円	1175円
	2割	1820円	1979円	2119円	2240円	2351円
	3割	2730円	2968円	3178円	3360円	3526円
おやつ代(選択)		150円	税込			
日用品費		150円				
教養・娯楽費		150円				
居住費・食費	※特別な室料		3300円	税込		※1日(個室利用の場合)
	【基本】利用者負担第4段階	従来型個室	1730円			
		多床室	660円			
		食費	1530円			(朝食300円・昼食615円・夕食615円)
	利用者負担第3段階②	従来型個室	1370円			
		多床室	430円			【利用者負担段階1~3段階①②】
		食費	1360円			※事前に申請が必要
	利用者負担第3段階①	従来型個室	1370円			介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている居住費・食費の負担限度額が1日にお支払い頂く居住費・食費の上限となります。
		多床室	430円			
		食費	650円			
	利用者負担第2段階	従来型個室	550円			
		多床室	430円			
食費		390円				
利用者負担第1段階	従来型個室	550円				
	多床室	0円				
	食費	300円				

1日当たりのおおよその料金							
			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計 (従来型個室)	第4段階	1割	7833円	7911円	7979円	8039円	8096円
		2割	8656円	8813円	8949円	9068円	9183円
		3割	9480円	9715円	9919円	10097円	10270円
	第3段階②	1割	7303円	7381円	7449円	7509円	7566円
	第3段階①		6593円	6671円	6739円	6799円	6856円
	第2段階		5513円	5591円	5659円	5719円	5776円
合計 (多床室)	第4段階	1割	3550円	3629円	3699円	3760円	3815円
		2割	4460円	4619円	4759円	4880円	4991円
		3割	5370円	5608円	5818円	6000円	6166円
	第3段階②	1割	3150円	3229円	3299円	3360円	3415円
	第3段階①		2440円	2519円	2589円	2650円	2705円
	第2段階		2180円	2259円	2329円	2390円	2445円
第1段階		1660円	1739円	1809円	1870円	1925円	

自己負担分(税込)

電気使用料	1日につき 電気器具1個	65円
貸しテレビ使用料	1日につき ※イヤホンは各自ご用意ください(施設販売530円)	157円
健康管理費	インフルエンザ・肺炎球菌等の予防接種費・健康補助食品等	実費
洗濯代	1ネットにつき ※週2回(業者委託)	785円
その他	電話代・特別なレクリエーション材料費・リハビリ用品・文書料・理容・美容代(業者委託) ・口腔衛生品等・歯科診療費(医療保険適用)	実費

加算料金：以下の要件に満たす場合、以下の料金が加算されます。

表示額は1割負担分です。2割負担の方は1割負担分に2を乗じた額、3割負担の方は3を乗じた額となります。

初期加算(Ⅰ)	急性期医療機関(情報共有機関)の一般病棟に入院後30日以内に退院し、入所した場合。入所した日から30日間算定	62円	1日につき	
初期加算(Ⅱ)	入所した日から30日間算定	31円		
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の勤務条件が基準を満たしている場合	25円		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	在宅強化型要件を満たす場合	53円		
外泊時費用	月に6日を限度(外泊の初日及び最終日は算定しない)	378円		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	集中的なりハビリを個別に行った場合。(入所3ヶ月以内(1週に3回以上)/月に1回リハビリテーション実施計画書更新)	269円		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	集中的なりハビリを個別に行った場合。(入所3ヶ月以内(1週に3回を限度)/居宅等の生活環境を踏まえたリハ計画作成)	250円		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	集中的なりハビリを個別に行った場合。(入所3ヶ月以内(1週に3回を限度))	125円		
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)算定のリハビリテーション実施計画書において、リハビリ・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種間で共有し、LIFEに提出し活用している場合	55円		1月につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報をLIFEに提出し活用している場合	34円		
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加した場合	313円	1回限り	
再入所時栄養連携加算	特別食等を必要とする利用者が医療機関より再入所する際に入院先の管理栄養士と連携し栄養計画を策定した場合	209円		
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	退所を目指すケアプラン、退所後の生活に係る支援計画等の策定(入所予定日30日以内又は入所後7日以内に居宅訪問)	501円		
退所時情報提供加算(Ⅰ)	入所者が居宅へ退所した場合、主治医に対し、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(1回を限度)	522円		
退所時情報提供加算(Ⅱ)	医療機関へ退所した場合、退所後の医療機関に対して、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(1回を限度)	261円		
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	協力医療機関との間で定期的に会議を開催し病歴等の情報を共有している場合(令和7年3月31日までは104円算定)	52円		
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	協力医療機関連携加算(Ⅰ)以外の協力医療機関と連携している場合	5円		
入退所前連携加算(Ⅰ)	入所前後30日以内に居宅支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定めている	627円		
訪問看護指示加算	訪問看護指示書を交付した場合	313円		
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供(1日に3回を限度)	6円		1回につき
栄養マネジメント強化加算	栄養状態、嗜好を踏まえた食事調整等(高リスクの場合は栄養ケア計画に従った週3回以上の食事の観察)を実施した場合	11円		
経口維持加算(Ⅰ)	摂食障害や誤嚥を有する利用者に対して、医師の指示もと終口維持計画を作成し管理栄養士が栄養管理を行った場合	418円	1月につき	
経口維持加算(Ⅱ)	医師、言語聴覚士が食事の観察及び会議に加わった場合	104円		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し口腔ケアを月に2回以上行った場合	94円		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	加算Ⅰに加え、口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な当該情報を活用している場合	114円		
緊急時治療管理加算	緊急的な治療として処置等を行った場合(連続3日間を限度)	541円	月3日限度	
所定疾患施設療養費Ⅱ	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪のいずれかで、投薬、検査、処置などを行った場合(連続10日間)	501円	月10日限度	
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(Ⅱ)に加え認知症介護指導者養成研修終了者を1名以上配置/認知症症状予防のチームケア・測定・評価を実施する場合	156円	1月につき	
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	認知症介護の専門的な研修修了者を1名以上配置、かつ、認知症の行動・心理症状に対応する介護職員チームがある場合	125円		
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	入所者毎の褥瘡発生とリスクについて3月に1回評価し、褥瘡管理の実施結果等をLIFE提出、及び活用している場合	3円		
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合	13円		
排泄支援加算Ⅰ	排泄要介護の入所者毎に要介護状態軽減の見込みを医師、看護師が入所時等に評価しLIFE提出、及び活用している場合	10円		
排泄支援加算Ⅱ	加算Ⅰに加え、入所時等と比較し、排尿・排便の状態の一方が改善、悪化がない・又はおむつ使用からなしに改善している	15円		
排泄支援加算Ⅲ	加算Ⅰに加え、入所時等と比較し、排尿・排便の状態の一方が改善、悪化がない・且つおむつ使用からなしに改善している	20円		
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ(イ)	6種類以上の内服薬が処方されている入所者に入所後1月以内に入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合	146円		
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ(ロ)	6種類以上の内服薬が処方されている入所者を対象に施設において薬剤を評価・調整した場合	73円		
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	加算Ⅰに加え、服薬情報等をLIFEに提出し、処方に当たっての必要な情報を活用している場合	250円		
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	加算Ⅰ・Ⅱに加え、退所時の処方内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類より1種類以上減少させた場合	104円		
ターミナルケア加算	(死亡日)	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組みを行い、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努め、ターミナルケアが行われている場合	1985円	1日につき
	(死亡日前々日、前日)		950円	
	(死亡日30日前～4日前)		167円	
	(死亡日45日前～31日前)		75円	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	利用者毎のADL値、栄養、口腔、認知、心身の状況等や疾病、服薬等の情報を3月に1回LIFEへ提出し活用している場合	62円	1月につき	
安全対策体制加算	研修を受けた担当者の配置、施設内に安全対策部門の設置(入所時に1回限)	20円	1回限り	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との連携体制を構築等	10円	1月につき	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染対策での一定の要件を満たす医療機関から施設内で感染者発生の場合の感染制御等の実地指導を受けている場合	5円	1月につき	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の取組の成果が確認され、また、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合	104円	1月につき	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護の質の確保及び職員の負担軽減の方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じ生産性向上ガイドラインに基づく改善活動を継続的に行っている場合(見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入)	10円	1月につき	
新興感染症等施設療養費	厚生労働省が定める感染症に感染した場合(1月に1回、連続する5日を限度とする)	250円	1日につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士80%以上もしくは勤続10年以上介護福祉士35%以上あり、サービスの質の向上の取組を実施している場合	22円	1日につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士60%以上に該当しサービスの質の向上に資する取組を実施している	18円		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に7.5%を乗じた単位数×10.45円×負担割合(令和6年6月から)		1月につき	

注意：地区単位(京都市)は1単位当り10.45円にて算出(端数処理により若干誤差が生じる事があります)